

投資は社会を良くするか ～ 投資のインパクト考察

目次

- I. はじめに
- II. インパクト投資の現状
- III. インパクトに関する受託者責任の解釈
- IV. 投資がインパクトを促進する条件
- V. まとめ

受託運用部 ポートフォリオ第1グループ フェロー 岡本 卓万

I. はじめに

今年に入って、ESG 投資の一類型で、投資リターンとインパクト(社会的成果)の両方を追求するインパクト投資に注目が集まりつつある。とはいえ、我が国においてインパクト投資は導入が始まったばかりであり、年金基金などのアセットオーナーにまだ広く受け入れられてはいないのが現状である。

その理由として、アセットオーナーが負う受託者責任の存在が指摘される。忠実義務では「専ら受益者の利益のために投資意思決定を行う」ことが要請されており、インパクト投資といっても投資リターンの改善が求められるからである。

そこで、受託者責任を負うアセットオーナーが行っているリターン追求型の投資が、インパクトをもたらすための条件について考えてみる。適切な政府の介入や消費者による高インパクト企業の選好が存在すれば、受託者責任を負う投資家も投資リターン改善と社会的成果の両方を達成しうることが導かれる、というのが本稿の主旨である。

II. インパクト投資の現状

1. インパクト投資とは

インパクト投資(社会的インパクト投資ともいう)の一般的定義は、「投資リターンと並び、社会的もしくは環境的インパクトを同時に生み出すことを意図する投資」である。インパクト投資の推進を目的とする連携組織である The GIIN(世界インパクト投資ネットワーク)では、この定義加えてインパクト投資の重要要素を図表1のとおり掲げている¹。

このうち②に注目したい。“投資”と謳っているとおり、インパクト投資は元本回収以上

¹ The GIIN, “What is Impact Investing”,
<https://thegiin.org/impact-investing/need-to-know/#what-is-impact-investing>

のリターンを期待しており、これが期待するリターンの下限といえる。また、期待リターンの上限は市場並み(リスク調整後の市場平均リターン)としている。これよりインパクト投資の期待リターンは、ゼロ(元本回収)から市場並みまで様々な設定がありうることを示している。

言い換えると、インパクト投資は投資リターンとインパクトの同時達成を目指しているが、どちらをどの程度優先するかについては、個々の投資家が自由に決めることができるということである。

図表 1 : インパクト投資の重要要素

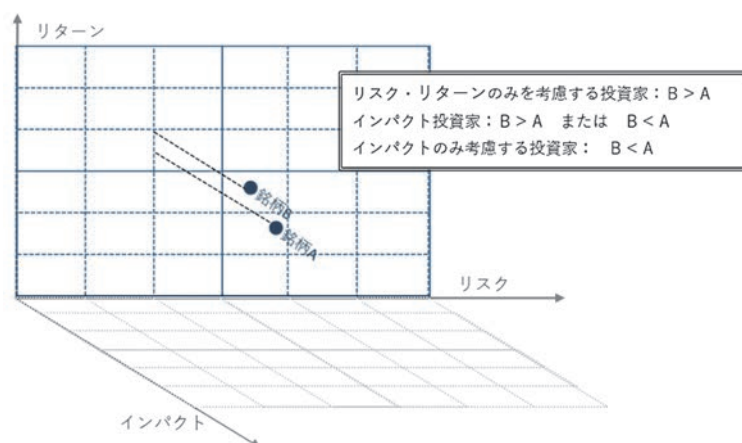
<p>①意図(Intentionality) 投資を通じて社会的及び環境的なインパクトを生み出すという投資家の意図があること。</p> <p>②金銭的なリターンを期待する投資であること(Financial Returns) 市場平均リターン以下からリスク調整後の市場平均リターンまでの幅の金銭的なリターンを生み出すことを期待しており、少なくとも元本の回収を期待している。</p> <p>③多様な資産区分(Range of asset classes) 様々な資産区分で投資される。</p> <p>④インパクト評価(Impact measurement) インパクトのパフォーマンスを測定・報告することを表明している。</p>
--

(出所) The GIIN より三菱 UFJ 信託銀行作成

2. インパクト投資家のポートフォリオ選択

リターンとインパクトのどちらをどの程度優先するかという点で各投資家の選好に差異があることを前提とすれば、投資家のポートフォリオ選択も、通常のリスク・リターン平面ではなく、リスク・リターン軸にインパクト軸を加えた3次元空間で考えることが必要になる。図表2はその3次元空間でのポートフォリオ選択を描いたものである。

図表 2 : インパクト選好度合による銘柄選択の違い



(出所) 三菱 UFJ 信託銀行作成

なお、インパクトといっても実際は、その環境や社会に与える影響が複雑で定量化は難しいものであるが、ここでは単純化のため、単純な一次元のスコアで計測できるものとする。ESG スコアなども、複数の ESG 指標を総合して一つの数値に置き換えたものが多いが、そのようなものを想像してもらえばよい。

今、A、B 二つの銘柄が空間上にプロットされているとする。銘柄 A と銘柄 B のリスクは同等で、銘柄 A は、B より期待リターンは低く社会的インパクトは大きいとする。リスク・リターンのみを考慮する投資家は、期待リターンのより高い銘柄 B を選好する。一方で、社会的インパクトのみを考慮する投資家はよりインパクトの大きな銘柄 A を選好する。そして、リターンとインパクトの両方を追求するインパクト投資家は、そのどちらをどの程度重視するかによって、銘柄 A、B どちらを選択するかが決まると考えられる。このように、リターン・リスク軸にインパクト軸を加えた三次元空間で考えることで、従来からの投資家、インパクト投資家、双方の投資行動を説明できる。

3. インパクト投資の現状

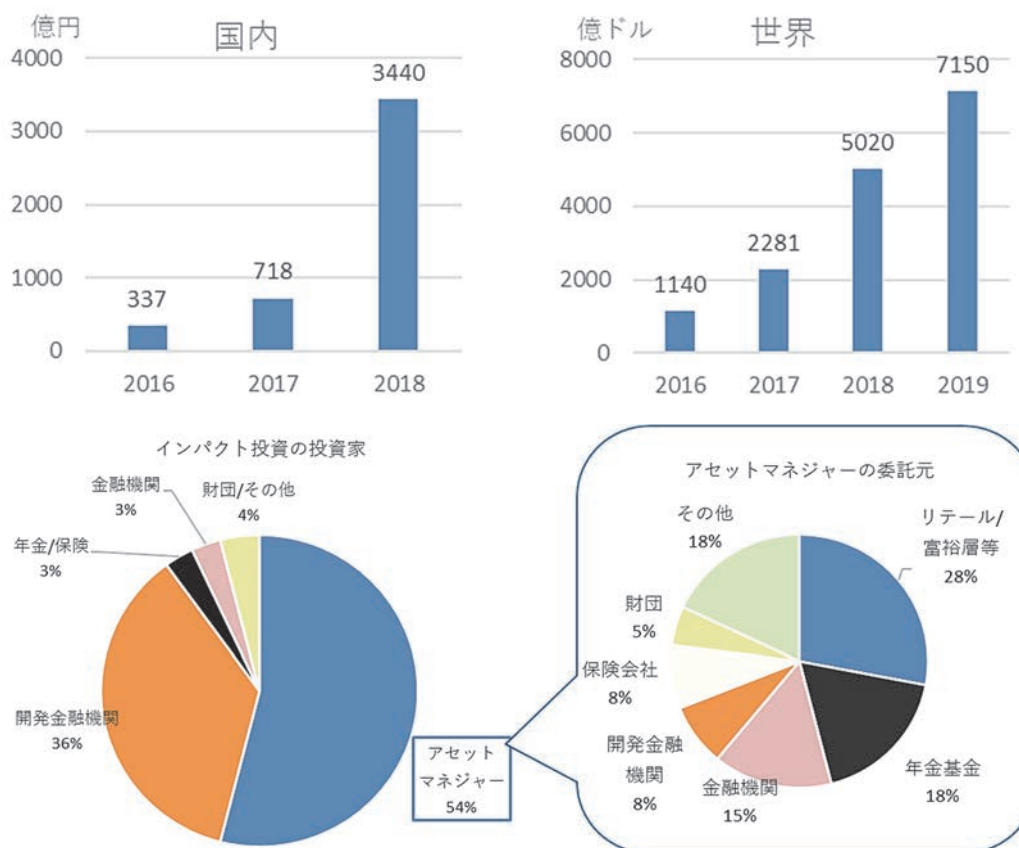
インパクト投資への注目が高まる背景には、2015 年に国連で採択された SDGs(持続可能な開発目標)が企業や個人を巻き込んで推進される中、それを投資家の側から支援する意味で注目されているという側面がある。また、地球温暖化といった環境問題への関心への高まりから、投資先企業が環境に与える影響への懸念がかつてなく高まっていることも影響している。

日本では、2016 年に「休眠預金活用法(公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律)」が成立し、休眠預金をインパクト投資として活用することで、より大規模な民間資金を動員するための呼び水の役割を果たすべき枠組みが整備された。こうしたこともあり、インパクト投資への関心は日増しに高まっている。

とはいえ、インパクト投資の残高は今のところ限定的なものにとどまっている。図表 3 に示すとおり、インパクト投資の拡大ペースは急速ではあるが、直近の残高は国内で 3,440 億円、海外で 7,150 億ドルにとどまっている。海外はともかく、日本ではようやく広がりつつある状況といえよう。

図表 3 の下段は、インパクト投資の投資家を分類したものである。開発金融機関とアセットマネジャーで 9 割近くを占め、長期投資の担い手と考えられる年金基金や SWF(ソブリン・ウェルス・ファンド)の比率はごく少ない。アセットマネジャーの資金を委託元で分類すると、リテール投資家・富裕層といった個人投資家のほかに年金基金が顔を出す。これらを合わせてもインパクト投資における年金基金の割合は 1 割程度にとどまっている。昨今、大きな話題になっている ESG 投資は、年金基金や SWF が投資家層の大半を占めているのだが、インパクト投資についてみると、豊富な資金量を持つこれら投資家からの投資は多くないのが特徴といえる。

図表3：インパクト投資の残高、投資家の広がり



(出所)SIF、The GIIN を基に三菱UFJ信託銀行作成

4. インパクト投資普及への課題

「インパクト投資」という呼称およびコンセプトは、2007年、米国の民間慈善団体であるロックフェラー財団が開催した総会で初めて提唱されたといわれているが、比較的新しい投資形態であり、必ずしも一般に認識されているとはいえない。その意味では投資家の認知を広げていく必要がまずはあるだろう。

また、急速に広がる中でインパクト・ウォッシュ(インパクトをもたらすと謳いながら実際にはインパクトの無いプロジェクトに投資してしまうこと)をどう回避するかという問題も認識されつつある。基本的には、インパクトの管理や評価を厳格に行い報告することがきちんとルール化されていけば、解決に繋がっていくと思われる。

インパクト投資の投資家層を更に広げていくためには、長期投資家である年金性資金やSWFといったアセットオーナーからの投資が望まれるところである。そのためにはこれらアセットオーナーが負っている受託者責任の問題について整理し、インパクト投資をおこなうしやすい環境を作っていく必要がある。次章以降、受託者責任の観点から検討を行う。

Ⅲ. インパクトに関する受託者責任の解釈

1. 国によって異なる受託者責任の解釈

受託者責任の中心となるのは、忠実義務と善管注意義務であり、そのうち忠実義務は、加入者や受給者の利益のためだけに忠実に職務(投資行動)を遂行する義務である。インパクト投資が受託者責任上問題となるのは、(投資のリターン追求ではなく)環境や社会へのインパクトの追求が、この忠実義務に反しないかという観点である。

インパクト投資を含む ESG 投資が、忠実義務に反しないかという議論は、欧米を中心にここ数年議論が行われている。ここでは、米国、英国、日本での議論を見ることにする。

図表 4 : ESG の考慮についての受託者責任上の解釈

米国	(2014年) 労働者解釈通達 2015-1	年金資産の受託者は、投資のリスク・リターンに影響する可能性がある要因を適切に考慮すべきであり、ESG 問題が年金投資の経済価値に直接関係すると考えられる場合には、ESG 問題は投資判断のための主要な分析対象となり得る
英国	(2018年) 職域年金における 投資規則等の改正	投資過程で財務的に重要と考えられる ESG 要素を考慮するよう求める (受益者の倫理・環境問題についての見解など) 財務的に重要でない ESG 要素についても、加入者が同意する場合は考慮を認める。
日本	(2018年) 厚生労働省 DBガイドライン	3- (5) ①運用受託機関の選任・契約締結 (選任の基準) 運用受託機関の選任については、・・・運用受託機関の日本版スチュワードシップ・コードの受け入れやその取り組みの状況、ESG (環境、社会、ガバナンス) に対する考え方を定性評価項目とすることを検討することが望ましい。
	(2020年) GPIF 令和2年度計画	第1の8. ESGを考慮した運用 「被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素である ESG を考慮した投資を推進・・・」

(出所)各資料より三菱 UFJ 信託銀行作成

米国

米国では、受託者責任を規定する従業員退職所得保障法 (Employee Retirement Income Security Act of 1974 : 以下 ERISA 法) を所管する労働省が、ESG 投資と受託者責任の関係性について法令解釈通達を出している。ERISA 法において、「受託者は、投資によって得られる付随的な社会便益を達成するために、財務的リターンを犠牲にしてはならない」と義務付けられている。また、労働省は 2015 年、解釈通知として、「同様のリスクを有する他の投資手法と同等のリターンをもたらすのであれば、ESG 投資を選択しても受託者責任に反しない。ESG 要因は投資の財務価値と直接的な関係がある可能性があり、その場合はリスクとリターンの観点から適切に考慮すべきである」と発表している。

なお、2020 年 6 月、労働省はさらに解釈通知に追加する「案」を発表した。これによると、「他の投資と同等のリターン」である ESG 投資を選択した場合において、同等性を示す文書を残すことを義務付けるとしている。

英国

英国は2000年の年金法改正の中でESG要素の考慮を想定した記述がみられるなど、早くからESG投資を推進してきた国といえる。2019年1月に政府は、職域年金基金に対する実務方針(Code of Practice)において、ESGや気候変動を含む財務的に重要性のある要因をどのように考慮するか、また、年金加入者の見方といった非財務要因について考慮する場合のその程度、についての記載を2019年10月から義務化するなど、ESG投資のさらなる拡大に向け、様々な改正を行った。

2020年10月からはESG要因の考慮の記載も含まれる投資方針書(SIP)をWeb上で公表するよう義務付けた。年金基金におけるESG投資に対する取り組みが外部から監視されることで、投資を社会全体のESG課題の解決に繋げようとする英国政府の意図を感じずにはいられない。

ただし、年金加入者の見方をどのように投資方針として反映するか、また加入者によって異なる見方をどのように一つの投資方針に束ねていくかといった実務的課題があり、年金の管理者から見ると悩ましい問題である。実のところ、英国政府は当初、年金加入者の見方の考慮を義務付けとする方針であったが、職域年金団体からの反発があり、任意規定とすることで落ち着いた経緯がある。

日本

日本はもともと米国のERISA法を参考に受託者責任に関する法整備を行った経緯がある。現状、ESG投資と受託者責任との関係を法令上規定したものは存在しないが、厚生労働省が確定給付企業年金の資産運用関係者に求められる行動の指針として提示する「確定給付企業年金にかかる資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」において、運用受託機関の選任・評価の基準として「日本版スチュワードシップ・コードの受け入れやその取り組みの状況、ESGに対する考え方を定性評価項目として検討することが望ましい」とされており、ESG要因の考慮の検討が推奨されている。

ガイドラインでは、ESGの考慮を社会的インパクトのために行うのか、投資のリスク・リターン改善のために行うのか、について言及はない。しかし、確定給付企業年金の目的が「国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援」することを目的としていることを考えると、投資のリスク・リターン改善以外の目的で運用されることを法律は想定していないように思われる。

日本のESG投資の先頭を行くアセットオーナーである、GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)はどう考えているのだろうか。GPIFの令和2年度の計画案²を見ると、ESGを考慮した投資については、「被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から」推進するものであるとしている。ESGを考慮した投資についての考え方は、米国と同様リスク・リターン改善の観点であるといえよう。

² GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)令和2年度計画
https://www.gpif.go.jp/info/plan_r02.pdf

2. 受託者責任とインパクト投資

前項では、受託者責任と ESG 要素の考慮について、米英日各国の現状を比較した。少なくとも日本(および米国)では、ESG 要素の考慮は投資のリスク・リターン改善を目的とすることが求められるといえる。インパクト投資においてもこれは援用されると考えてよいだろう。すなわち、インパクト投資においても投資リターンの改善(少なくとも悪化させないこと)が求められるといえる。

インパクト投資は投資リターンと社会的インパクトの両方を目指すものであるが、日本(および米国)の場合、年金基金のような受託者責任を負う投資家は、投資リターンを犠牲にしてまでインパクトを目指すような投資を組み入れることは難しい。インパクト投資は開発金融機関や特定の財団などでは急速に拡大しているが、豊富な資金量を抱える年金基金に本格的に広がっていかない現状にはこの様な背景がある。

それでは、受託者責任を負う投資家は、投資を通じて環境・社会のインパクトをもたらすことはできないのだろうか、もしくはインパクトの多いポートフォリオを選択するようになるのだろうか。次章では、リスク・リターンの最大化を目指す投資家にとって、よりインパクトの大きいポートフォリオを選択するようになる条件を検討する。

IV. 投資がインパクトを促進する条件

ここからは、日本の年金基金受託者に代表されるような受託者責任を負っているがゆえにリスク・リターンを重視する投資家(以下、リスク・リターン投資家)が、図表2で紹介したリスク・リターン軸+インパクト軸の三次元空間上で、どのようなポートフォリオを選択するかについて検討していくことにする。

図表2で説明したように、三次元空間上に多数の銘柄がプロットされているとする。これら銘柄を組み合わせたポートフォリオを構築することができるが、ここで仮定として、リターンと同様に、インパクトについても加法性が成り立つ。すなわち、ポートフォリオのインパクトは、それを構成する各銘柄のインパクトを、構成割合で加重平均したものになるものとする。

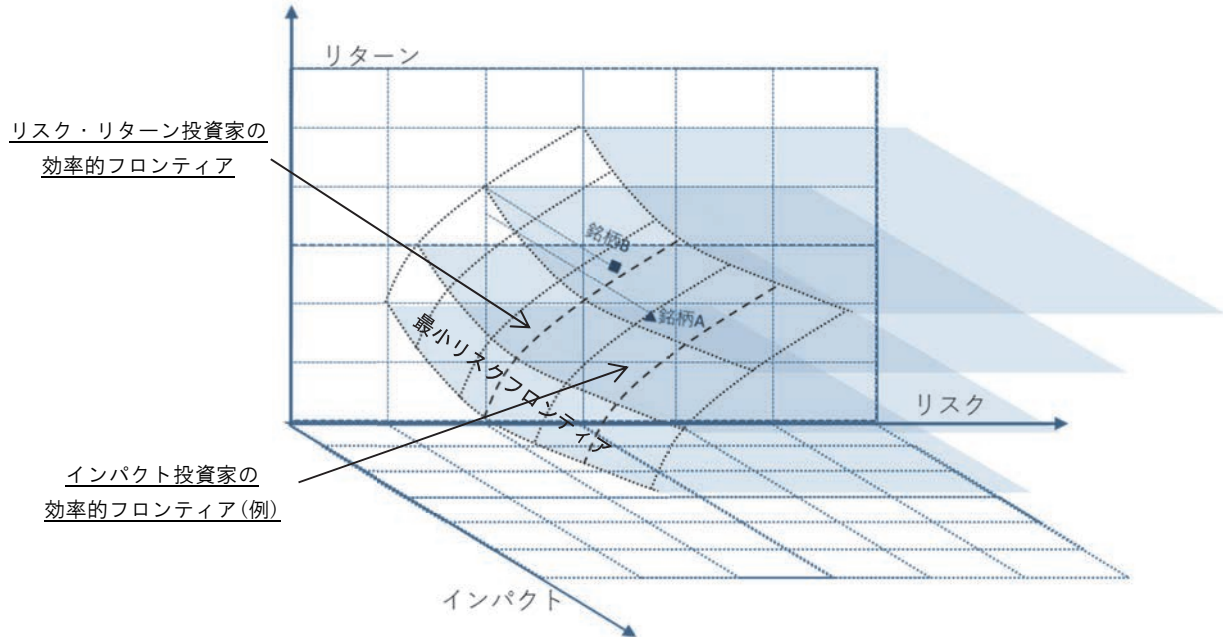
各銘柄の組み合わせで様々なポートフォリオが構築可能であるが、一定のリターンとインパクトを達成するポートフォリオの中で最もリスクが小さいものが一つ求まるはずである。こうしたポートフォリオを、リターンとインパクトを変えながらプロットしていくと、図表5に示すような曲面が得られるであろう。これを「最小リスクフロンティア」と呼ぶことにする。

リスク・リターン投資家にとっての効率的フロンティアは、最小リスクフロンティアの中で、インパクトにかかわらず、リスク・リターン効率の最も良いところを結んだ曲線になる。ちょうど、インパクト軸の方向から見て最小リスクフロンティアが最も左上に飛び出しているところに位置する。

これが、リターンに加えインパクト獲得も目指すインパクト投資家であれば、相対的によ

りインパクトの大きなポートフォリオを選好する。そのため、インパクト投資家の効率的フロンティアはリスク・リターン投資家のそれより手前(インパクトの大きいほう)になるであろう。なお、インパクト投資家のインパクト選好度合いはさまざまであり、効率的フロンティアも選好度合いによってさまざまであることには留意したい。

図表5：投資家による効率的フロンティアの違い



(出所) 三菱UFJ信託銀行作成

さて、ここで考えたいのは、リスク・リターン投資家によりインパクトの高いポートフォリオを選択させるにはどうすれば良いかである。投資家の大勢を占めるリスク・リターン投資家が、よりインパクトの高いポートフォリオを選択するならば、投資を通じた環境・社会への影響の改善が大きく進むものと考えられる。

1. 政策当局による投資規制

一つ考えられるのは、投資規制などの形で政府が投資家へ介入を行うことである。例としては、ポートフォリオのインパクト値を一定以上にすることを義務付けるなどが考えられる。こうした政策は欧州では現実味を帯びつつある。英国では年金基金に対しポートフォリオの温暖化リスクの計測・開示を義務付ける案が検討されている。こうした計測・開示の義務付けに期待する効果は自主的なポートフォリオ温暖化リスクの削減であろうし、自主的な試みが奏功しなければ、温暖化リスク削減の勧奨、さらには義務付けに向かう動きも想定される。

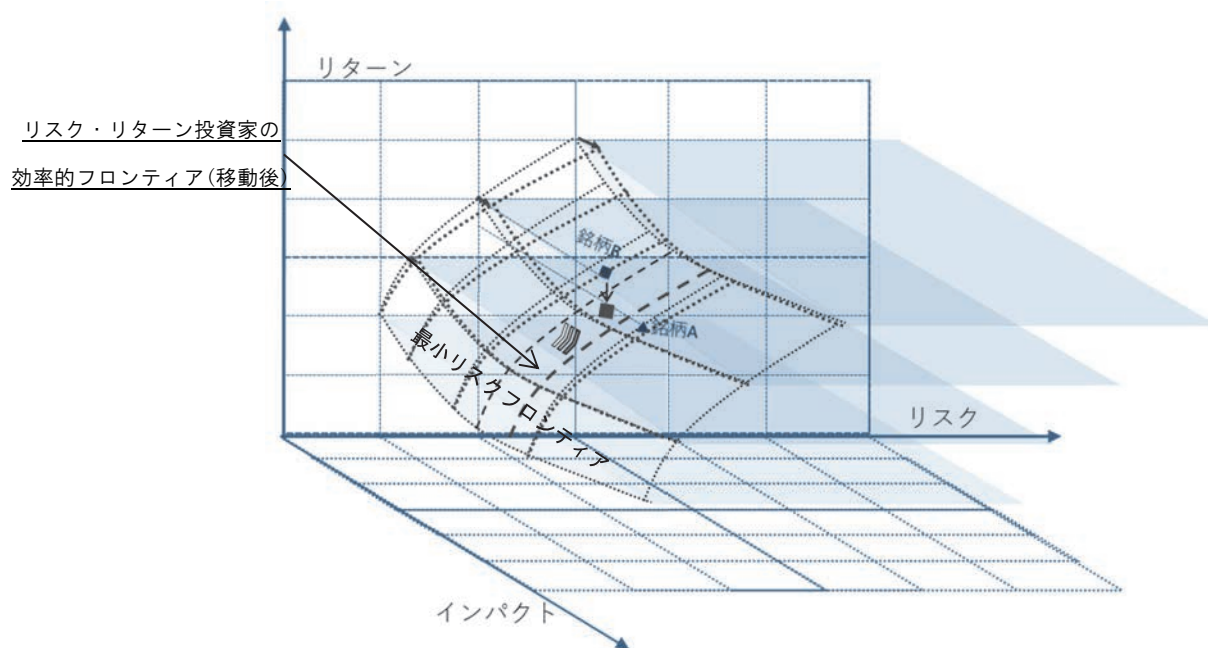
但し、投資家の投資行動への介入は、本来自由であるべき投資行動を直接縛るものであり、市場にひずみを与え、投資の効率性を妨げ、遂には資本市場の活力を失わせる結果をもたらしかねないことに留意が必要である。

2. 低インパクト企業へのペナルティ

環境・社会へのインパクトが低い企業に対し、当局などにより一定のペナルティを与えることは現実社会でも考えられる。例として挙げられるのは炭素税であろう。二酸化炭素の排出量が多い企業にその量に応じた課税を行うことで、環境負荷へのコストを負担させると同時に、企業に対して環境負荷を減らす努力を促す効果が期待できる。

そこで、低インパクト企業へのペナルティがリスク・リターン投資家の投資行動にどのような影響があるか考える。図表6に示すように、低インパクト企業(図では銘柄B)にペナルティを与えると、Bの収益性は将来にわたって低下し、リターンも低下することになる。図の3次元グラフでいうとBの位置は下方に移動する。Bだけでなく低インパクト企業が押しなべてリターンが低下するとすれば、最小リスクフロンティアの形状は点線で示すように最小リスクフロンティア面の奥の方が右下方にずれる方向に変化すると考えられる。

図表6：低インパクト企業へのペナルティ



(出所) 三菱UFJ信託銀行作成

その結果として、リスク・リターン投資家にとっての効率的フロンティアは手前の方に移動する。これはポートフォリオのインパクトが高まる方向である。このように低インパクト企業へのペナルティは、投資家が選択するポートフォリオのインパクトをより高める効果が期待できる。同様に、高インパクト企業に何らかの優遇を与えることも、最小リスクフロンティア面の形状変化を通じて、リスク・リターン投資家の効率的フロンティアをよりインパクトの高まる方向に移動させると考えられる。

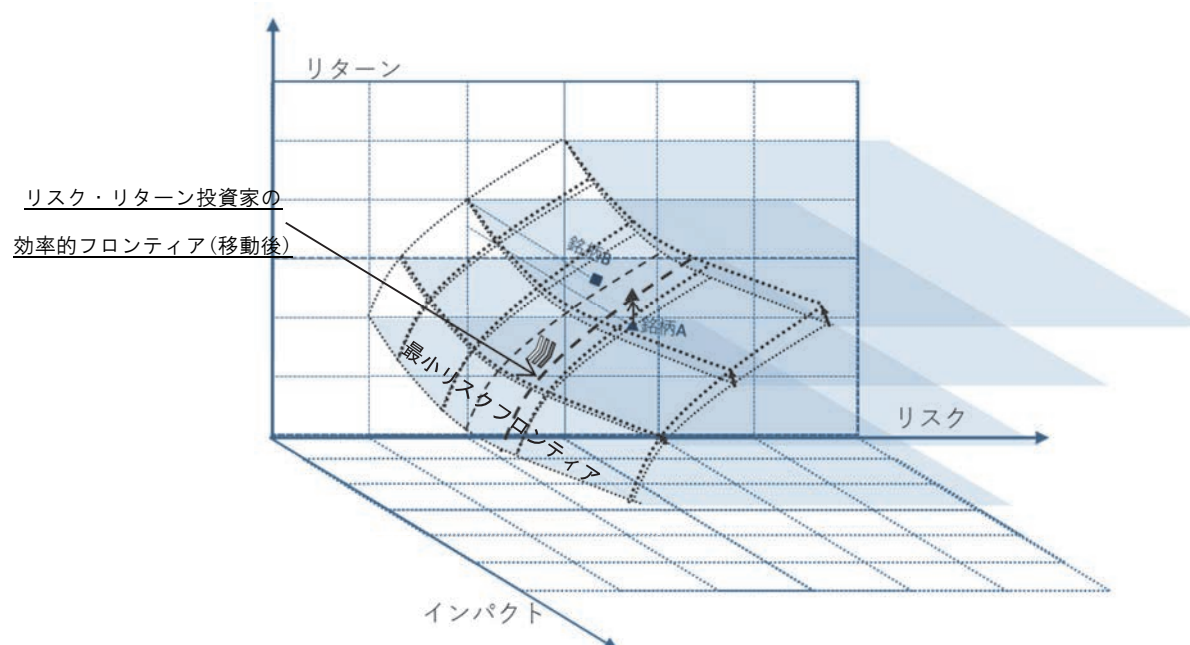
一方で、低インパクト企業へのペナルティは、ペナルティを受ける企業にとってはコスト増要因であり、そのコストが商品価格に転嫁されることで、消費者のコスト負担が増すことに留意する必要がある。

3. 消費者の高インパクト企業選好

最近では、グローバルな環境や社会への消費者の意識が高まっている。多少値が張っても環境負荷が少ない商品を購入したり、フェアトレードと呼ばれる適正価格での輸入により、立場の弱い生産者や労働者からの搾取を避ける工夫を行った商品を購入したりと、消費者自身が企業の社会的・環境的インパクトを高める努力を評価し、支持する動きが広がっている。

高インパクト企業が消費者から選好されることで、それら企業のリターンが高まると考えられる。すると、図表7に示すように、最小リスクフロンティアの形状が変化(手前の方の面が左上に移動イメージ)し、結果的にリスク・リターン投資家の効率的フロンティアがよりインパクトの高い方向に移動することになる。

図表7：高インパクト企業への消費者選好



(出所) 三菱UFJ信託銀行作成

消費者選好によるインパクト強化においては、消費者は自らの意思で行っていることであり満足度はより高まっているであろうし、投資家も最適なポートフォリオが選択できるという意味で満足しているであろう。翻って、前項で述べた低インパクト企業へのペナルティのような介入を行うことは、特定の企業の負担を増し市場の効率性を下げる要因にもなり得ることを考えると、消費者選好によるインパクト強化は、ステークホルダーに Win-Win の関係をもたらす望ましい方向性なのではないだろうか。

4. エンゲージメントによるインパクト促進

以上、リスク・リターン投資家のポートフォリオ選択を検討してきた。ポートフォリオの社会的・環境的インパクトを投資判断の要素としないリスク・リターン投資家の場合でも、

よりインパクトの大きいポートフォリオ選択を行う可能性があることを示した。その経路としては、投資規制、低インパクト企業へのペナルティ、消費者による高インパクト企業の選好などさまざまであるが、市場効率性の維持という観点からは消費者の選好が最も望ましいと思われる。

さらに、規制やペナルティ、消費者による選好などにより高インパクト企業の企業価値が高まる市場環境が実現あるいは将来的に予想される環境では、リスク・リターン投資家自身が企業に対し、エンゲージメントや議決権行使を通じ高インパクト企業への変化を促す行動を起こすだろう。これにより、主として低インパクト企業の高インパクト企業化が促進され、全体の底上げが期待できる。

他方、投資家がわざわざエンゲージメント活動を行わなくても、各企業が自らの企業価値最大化に向けて行動すれば、企業全体のインパクト力が向上するはずだという意見の人もあるだろう。確かに、周囲の環境変化に敏感な先進企業は、自ら高インパクト企業に変革していくだろう。しかし、現実問題として環境変化への追従が遅い企業も多い。投資家によるエンゲージメント活動は、正しい方向性が示されれば企業全体の変革スピードアップを促す効果があるのではないか。

年金基金に代表されるアセットオーナーの多くが受託者責任を負うリスク・リターン投資家であり、インパクトを志向する投資家を資金量で圧倒し経済・環境・社会への影響は大きい。リスク・リターン投資家は自ら環境・社会に与えるインパクトを目的とした投資行動はとらないが、規制や消費者の選好の変化がリスク・リターン投資家に行動の変化をもたらし、証券市場へ大きな影響をもたらすと考えられる。

V. まとめ

本稿では、投資が社会・環境に良い影響(インパクト)を与えることが可能かについて議論してきた。投資リターンと社会的・環境的インパクトを投資目的とするインパクト投資は最近注目され、残高の伸びも著しいが、現時点では投資家層は限定的である。

年金基金に代表されるアセットオーナーは、その多くが受託者責任を負っている。受託者責任の法解釈は国によっても異なるが、日本の現状においてインパクトを主たる投資目的に含めることが難しい状況である。

そこで、リスク・リターンを重視する投資家が、よりインパクトの大きなポートフォリオを選択する条件を検討した。リスク・リターン投資家は自らインパクトの大きいポートフォリオを選択しないが、低インパクト企業へのペナルティや高インパクト企業の消費者の選好といった外部環境の変化があれば、よりインパクトの大きなポートフォリオを選択することになる。つまり、インパクトを支援する外部環境があれば、投資を通じてインパクトを増大させる可能性を持っていることが示された。

インパクト投資が登場する中、「リスク・リターンを主眼とした従来の投資は世の中を良くすることに貢献できるのだろうか?」というのが、投資とインパクトの関係の検討を始めた動機であった。世の中の環境が変化していくことで、リスク・リターン型の投資家もイン

パクトの増大を促進する役割を果たすことができる。受託者責任を負うアセットオーナーの資金量は膨大であることから、社会全体のインパクト改善の強力なドライバーになる力があると考えられる。

(2020年10月20日 記)

※本稿中で述べた意見、考察等は、筆者の個人的な見解であり、筆者が所属する組織の公式見解ではない

本資料について

- 本資料は、お客さまに対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- ここに記載されているデータ、意見等は弊社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その正確性、完全性、情報や意見の妥当性を保証するものではなく、また、当該データ、意見等を使用した結果についてもなんら保証するものではありません。
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における判断であり、経済環境の変化や相場変動、制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがありますので、予めご了承下さい。
- 弊社はいかなる場合においても、本資料を提供した投資家ならびに直接間接を問わず本資料を当該投資家から受け取った第三者に対し、あらゆる直接的、特別な、または間接的な損害等について、賠償責任を負うものではなく、投資家の弊社に対する損害賠償請求権は明示的に放棄されていることを前提とします。
- 本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料をよくお読み下さい。

編集発行：三菱UFJ信託銀行株式会社 アセットマネジメント事業部
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 Tel. 03-3212-1211（代表）